

皮革製造業競争力強化事業業務方法書

(通則)

第1条 一般社団法人日本タンナーズ協会（以下「協会」という。）の定款第4条第1項に掲げる事業であって、特別に設けた基金により実施する皮革製造業競争力強化事業（以下「競争力強化事業」という。）の業務の方法については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、製造産業基盤強化基金補助金（平成27年度第1次補正予算分）交付要綱（平成28年1月27日付け20160119財製第2号。以下「交付要綱」という。）及び皮革関連産業競争力強化事業実施要領（平成28年1月27日付け20160119財製第2号。以下「実施要領」という。）並びにその他の法令の定めによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

(目的)

第2条 競争力強化事業は、皮革製造業等における経営改善及び構造改善等の支援を実施することにより、皮革製造業の競争力強化を図り、皮革製造業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基金の積み増し)

第3条 協会は、交付要綱に基づき、協会に置かれた皮革製造業再編特別対策事業基金に製造産業基盤強化基金補助金（平成27年度第1次補正予算分）の交付を受けた財産を積み増す。

2 この業務方法書において「基金」とは、前項の補助金により交付された財産のほかその財産から生じる果実及び競争力強化事業に伴う収入の全部をいう。

(基金の管理等)

第4条 協会は、次の各号に掲げる方法により基金に属する資金を管理・運用する。

一 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行う。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得なければならない。

二 基金の運用について保有することができる資産は以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得なければならない。

イ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

ロ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）

ハ 元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

2 基金は、競争力強化事業の実施、その実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用し、処分し、又は担保に供してはならない。

3 基金管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

- 4 協会は、基金管理の遂行が困難となった場合は、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(基金の用途)

第5条 協会は、基金を次の各号に掲げる経費に充てるものとする。

- 一 実施要領第3の規定に基づき、皮革製造業者等が行う事業に対する補助事業（以下「補助事業」という。）に要する経費
 - 二 前号の実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費（以下「事業管理費」という。）
- 2 前項第1号の事業は、国等による補助金等による事業と重複してはならない。
 - 3 補助事業における補助金の交付対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。
 - 4 事業管理費の対象費目及び基金からの充当額は、別表第2のとおりとし、その取扱いに必要な事項は協会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(基金の基本的事項の公表)

第6条 協会は、基金の名称、基金の額、基金額のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金積み増し後速やかに公表しなければならない。

- 2 協会は、補助事業の採択にあたっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について公表しなければならない。

(事業計画等)

第7条 協会は、毎年度、当該事業年度の開始の日から3カ月以内に、競争力強化事業に係わる事業計画及び収支予算について、中央審査委員会の承認を受けるとともに、理事会及び総会の決議を経て定め、大臣にその承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 協会は、毎年度、前事業年度における競争力強化事業に係わる事業報告及び収支決算（基金の額（残高及び国庫相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、競争力強化事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下、「基金基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、競争力強化事業の目標及び目標に対する達成度等）を、必要な手続きを経て定め、競争力強化事業に係わる貸借対照表及び財産目録とともに、翌年度の4月30日までに、大臣に報告しなければならない。

(経理区分等)

第8条 基金に係る会計については、前条の収支予算及び収支決算において特別会計を設け、区別してこれを経理しなければならない。

- 2 競争力強化事業に係る収支決算において残余が生じたときは、翌年度に繰り越して競争力強化事業に使用することができる。
- 3 協会は、競争力強化事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管するものとする。

- 4 協会は、当該帳簿及び証拠書類を、基金管理を行う期間の完了の日の属する年度終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存するものとする。
- 5 協会は、消費税及び地方消費税の仕入控除を受ける場合には、競争力強化事業に要する経費のうち基金を使用しようとする経費（以下「対象経費」という。）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を、基金の使用額から減額しなければならない。

（暴力団排除の取組）

- 第9条 協会は、競争力強化事業の実施及び基金の管理における売買・賃借・委託等の契約において、補助事業の申請者や、協会の契約相手方、代理又は媒介をする者、その他関係者（以下「契約相手等」という。）が別紙暴力団排除の誓約事項の記に記載されている事項（以下「誓約事項」という。）に該当する場合、交付決定や契約は行わず、補助事業者及び契約相手等が誓約事項に該当することが明らかとなった場合には、交付決定又は当該契約の全部もしくは一部を取り消すものとする。
- 2 協会は、補助事業の申請者又は補助事業者及び契約相手等が内部通報、公益通報及び新聞報道等により誓約事項に該当すると疑われる場合には、速やかに経済産業省に報告するとともに、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団対策主管課（以下「都道府県警察暴力団対策主管課」という。）への照会を行うものとする。また、都道府県警察暴力団対策主管課から申請者又は補助事業者及び契約相手等が誓約事項に該当する者である旨の回答を受けたときは、速やかに経済産業省に報告し、申請者には補助金を交付しないものとし、補助事業者及び契約相手等には、交付決定又は当該契約の取消し等必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 協会は、経済産業省から、申請者又は補助事業者及び契約相手等が誓約事項に該当する者である旨の通知を受けたときは、申請者には補助金を交付しないものとし、補助事業者及び契約相手等には、交付決定又は当該契約の取消し等必要な措置を講ずるものとする。

（交付規程の制定等）

- 第10条 協会は、補助事業を実施する際には、あらかじめ交付規程を別に定め、大臣の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 交付規程には以下の事項を定める。
 - 一 交付対象要件の定義及び補助率
 - 二 補助金の対象となる経費区分及び費目
 - 三 交付申請及び実績報告
 - 四 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - 五 申請の取下げ
 - 六 計画変更の承認等
 - 七 補助金の支払
 - 八 交付決定の取消し等

九 取得財産の管理等

十 その他必要な事項（別紙暴力団排除の誓約事項に関する事項を含む。）

（補助事業の実施体制）

第11条 協会は、補助事業を実施する際には、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- 一 補助事業の公募及び説明会の開催
- 二 補助事業の交付決定に係る業務（交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等）
- 三 補助事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- 四 補助事業の周知徹底
- 五 その他の補助事業の管理に必要な事項についての対応

（補助事業の指導監督等）

第12条 協会は、補助事業者による補助事業の実施に関し、指導監督を行う。

- 2 協会は、補助事業の採択及び指導監督等、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、第三者による中央審査委員会を設置する。
- 3 協会は、補助事業に関する中央審査委員会の業務を円滑に実施するため、支部に支部調査委員会を設置することができる。

（大臣への報告）

第13条 協会は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく大臣に報告及び相談を行わなければならない。

- 2 協会は、補助事業の事務実施体制の大幅な変更等、その実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに大臣に報告しなければならない。

（業務方法書の変更）

第14条 この業務方法書を変更するときは、理事会の議決を経たのち、大臣に届け出なければならない。

（業務の運営に関する必要な事項）

第15条 この業務方法書、交付規程に定めるもののほか、業務の運営に関する必要な事項は、中央審査委員会の意見を聴いて、会長が別に定める。これを変更する場合も同様とする。

- 2 協会は、交付規程以外の競争力強化事業に係る諸規程を定めたとき、または改廃したときは、速やかに大臣に届け出るものとする。
- 3 協会は、代表者の変更、事務所の移転、又は基金管理に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等の基金管理に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

（財産処分の制限等）

第16条 協会は、基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、競争力強化事業の完了後においても、善良な管理者の注意を

もって管理し、その効率的運用を図るものとする。

- 2 協会は、取得財産等について、様式第1による取得財産等管理台帳を備え管理するものとする。
- 3 取得財産等のうち、協会が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 4 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用する。
- 5 協会は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第17条 協会は、競争力強化事業について、大臣から報告を求められた場合は、速やかに求められた事項を報告しなければならない。

（実績報告）

第18条 協会は、競争力強化事業が終了したときは、その日から30日以内に様式第2による皮革製造業競争力強化事業実績等報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。

（余剰金の返還）

- 第19条 協会は、競争力強化事業の終了時において、基金に残余额がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。
- 2 協会は、大臣から余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うこととする。
 - 3 協会は、基金管理の終了後又は基金の解散後において、交付対象となる事業の採択を受けた者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

附 則

この業務方法書は、平成28年3月28日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第1 補助事業における交付対象経費及び補助率

区分	交付対象経費	補助率
経営改善支援事業	販路開拓、人材育成、ブランド化、研究開発、設備導入、販売拠点整備、工場集約化等の経営改善に要する経費	事業費の 5/6以内
利子補給支援事業	皮革の製造、経営改善等に関する新規借入金の利子補給に要する経費	
転廃業支援事業	事業廃止に伴う従業員の退職金、設備廃棄、跡地土壌改良等の転業及び廃業に要する経費	
調査研究等支援事業	皮革製造業に係る調査研究等に要する経費	

別表第2 事業管理費の対象経費及び基金からの充当額

区分	対象経費	基金からの 充当額
事業管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、備品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、その他必要な経費	定額

様式第 1

取得財産等管理台帳・明細表（平成 年度）

区 分 財産名	規格	数量	単 価	金 額	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考
			円	円					

- (注) 1. 記載の対象となる取得財産等は、業務方法書第 16 条第 3 項に定める処分制限財産であって、耐用年数が 1 年以上のものとする。
2. 財産名の区分は、(イ) 事務用器具備品、(ロ) 事業用器具備品、(ハ) 書籍、資料、(ニ) 無体財産権（工業所有権等）、(ホ) 機械装置、(ヘ) 不動産（従物を含む。）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第2

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

一般社団法人日本タンナーズ協会
会長 名 印

皮革製造業競争力強化事業実績等報告書

皮革製造業競争力強化事業の実績等につき、業務方法書第18条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した皮革製造業競争力強化事業
 - (1) 実施した皮革製造業競争力強化事業の内容
 - (2) 実施した皮革製造業競争力強化事業の成果

2. 収支決算